

第3回岐阜県食品安全対策協議会議事要旨

- 1 日時：平成27年2月26日（木）13：45～15：30
- 2 場所：全建総連岐阜建設労働組合県本部 5階 大会議室
- 3 出席者

区 分	団 体 名	役 職 等	氏 名
学識経験者	岐阜大学応用生物科学部	教授	前澤 重禮
消費者	全岐阜県生活協同組合連合会	理事	上林 美也子
	岐阜県食生活改善推進員協議会	会長	羽場 富子
	消費者（公募）	消費者代表	山田 恵美子
	消費者（公募）	消費者代表	林 円
生産者	岐阜県女性農業経営アドバイザー ーいきいきネットワーク	会長	大野 二三
	(公社)岐阜県食品衛生協会	理事	山田 彰
流通業者	(株)バロー	商品安全保障室	国富 直人

4 議題

- (1) 「平成26年度の食品の安全・安心に関する取り組みについて」

5 議事要旨

(松波食品安全推進係長 (生活衛生課))

ただいまから、平成26年度第3回食品安全対策協議会を開催いたします。

なお、本日の発言内容につきましては、議事録として記録し、公開させていただきますのでよろしくお願いいたします。はじめに、岐阜県健康福祉部次長の土井よりご挨拶申し上げます。

(土井健康福祉部次長)

皆さんこんにちは。岐阜県健康福祉部次長の土井です。

平素は、県の食品安全行政の推進にあたり、格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。また、本日はご多忙のところ、本協議会にご参加いただき、ありがとうございます。

これまでも、本協議会においては、委員の皆様、食品の安全に関する最新情報を提供させていただくとともに、食品安全についての様々な問題についての議論をいただいております。県としましては、ご意見を誠実に受けとめ、食品安全行政に生かしていきたいと思っております。

さて、今年に入り、県内においてノロウイルスによる食中毒が続けて発生しております。特にこの時期、食品事業者の方々においては、ノロウイルス対策に注意を払っていただいているところだと思います。県では今年度から、ノロウイルス食中毒注意報及び警報の発令制度を新設し、1月30日に警報を発令したところです。ノロウイルスは人から人へも容易に感染します。引き続き市町村や関係機関の協力を得ながら、県民の皆様への注意喚起や予防対策に取り組んでいきたいと思っております。

また、年明けから食品に異物が混入する事案が多発し、大きく報道されております。特に、インターネットやSNSの普及で、個人自らが情報発信できるようになったことで、騒ぎが広がりやすくなった面もあると感じております。県としましては、引き続き食品製造施設への監視指導を行うとともに食品関係団体に対して、異物混入防止のための取り組みが徹底されるよう注意を促しているところです。さらに、異物を特定できる検査体制を整備し、昨年8月から運用しているところです。迅速な原因の究明に努め、再発防止の指導につなげていきたいと考えております。

本日はこのような背景を踏まえまして、今年度食品安全・安心本部会議で協

議し、実施してきました各種対策について説明させていただき、委員の皆様からの忌憚のないご意見をいただければ幸いです。それでは皆様、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(松波食品安全推進係長 (生活衛生課))

では、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、会議の次第、名簿、配席図、資料1及び参考資料1から3となります。不足はございませんでしょうか。

以後の進行は前澤会長にお願いしたいと思います。前澤会長、お願いします。

(前澤会長)

皆さんこんにちは。第3回岐阜県食品安全対策協議会を進めさせていただきます。本日は橋本委員の後任として国富委員が初めてご出席されておりますので、簡単に挨拶をお願いします。

(国富委員)

ただいまご紹介にあずかりました株式会社バローの国富と申します。橋本が異動となり、後任として引き続き、食品安全に関わる業務を担当させていただきます。私は以前、プライベートブランドの開発に携わっておりました。食品安全については、不慣れでございますが、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

(前澤委員)

ありがとうございました。ではお手元の次第に従いまして議題に入りたいと思います。本年度はノロウイルス食中毒や異物混入の事案も発生しております。まず資料について事務局から説明をいただきます。その後委員の皆様からご意見を賜りたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(和座食品安全推進室長 (生活衛生課))

本日はよろしくお願いいたします。

私の方から資料に従ってご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。これは県の取り組みを体系的に整理したものであります。食の安全について、岐阜県食品安全基本条例を制定し、それに基づき岐阜県食品安全行動基本計画を策定し、平成26年度から30年度の5年間で第3期としております。今年度は戦略的に食品安全の確保を図るため、「食中毒予防対策」「有害物質等対策」「食品表示対策」を3本の柱として重点的に取り組

んでまいりました。しかし、O157や異物混入事案が発生しております。これらの事案を踏まえ、来年度の取り組みも説明させていただきたいと思っております。基本的には今年度重点的に取り組んだ3本の柱の対策が基本となりますが、来年度はHACCPによる衛生管理の導入を推進したいと考えております。HACCPとは食品製造施設などの衛生管理の手法で、製造工程ごとに危害を分析し、特に重要となる工程を決めて監視・記録するシステムで、食中毒予防や異物混入に対し有効であると考えられます。

資料2ページ目からそれぞれの重点的な取り組みについて案を示させていただきましたので、皆様からご意見をいただければと思います。

「食中毒予防対策」について、ノロウイルス食中毒に対して注意報・警報の発令制度を本年度から創設しました。平成26年11月6日に注意報を、平成27年1月30日にノロウイルス食中毒のさらなる注意喚起ということで警報を発令しました。警報は1週間で注意報に切り替わるとしてしております。参考資料1には県内の感染性胃腸炎の報告状況を記載しております。県内の小児科医療機関から週毎に報告いただいた情報により集計しております。注意報、警報を発令したからと言ってすぐに効果があるとは判断できませんが、注意喚起することは重要と考えますので、今後も実施していきます。その他、手洗いチェッカーを給食施設の監視指導時や講習会等で活用して、実際にやっけていただいております。視覚的に手洗いが十分かどうかわかるため、手洗いの指導に役立てております。

県内でO157等の腸管出血性大腸菌による食中毒は平成26年7月に焼肉屋で1件発生しました。その他散発の感染症事例として37件発生しました。O157は食肉が原因であることが多いので、来年度も同様に焼肉店の監視指導を実施していく予定です。また、市販されている食品について腸管出血性大腸菌の検査を実施しております。今までは、腸管出血性大腸菌のうち3種類のものしか検査できませんでしたが、新しい検査機器の導入により6種類の検査ができるようになります。

ジビエについてですが、「ぎふジビエ衛生ガイドライン」を策定しておりますので、これを活用して衛生管理の指導を行ってまいります。

「有害物質等対策」の異物混入についてですが、県内で66件を探知してありまして、そのうち29件について異物検査を実施し、異物の特定を行っております。製造工程中で混入したものなのかどうか、異物の材質はどのような種類であるかを特定し、そのデータを製造現場にフィードバックして原因究明、再発防止につなげております。来年度の取り組みとして、異物混入で検査したデータを講習会等で活用し、再発防止に役立てたいと考えております。引き続き、異物混入を探知した場合は迅速に検査し、原因究明・再発防止の指導を行

っていきます。

アレルギー物質対策ですが、今年度教育委員会のほうで「学校における食物アレルギー対応の手引き」を作成し、1月から手引きに基づく対応をしていただくように研修会を実施しております。また、給食施設の監視指導やアレルギー対応食の収去検査を実施し、適正に除去されているかを確認しております。

また、今年に入ってからですが、スーパー等でパンに縫い針を混入させる事案が発生しております。これらは「偽計業務妨害」として犯罪性が高いため、警察の方で捜査がされています。ただし、食品の安全性に関することでもありますので、警察と情報の共有をしております。食品事業者の方にはこのような事案の場合は犯罪性が高いため、まずは警察に通報して、その後、保健所へも情報提供されるよう指導しております。

「食品表示対策」の食品表示についてですが、流通食品の不適正表示対策と、レストラン等のメニューの不適正表示対策と大別して実施してきました。流通食品は主に JAS 法や食品衛生法などで、メニュー表示は景品表示法という法律で規制されております。食品表示については、食品事業者への講習会や食品製造施設の監視指導を実施しております。また、流通している米の抜き取り検査を行い、DNA 検査で品種の表示に違反がないかを確認しております。今年度違反はありませんでしたが、来年度も引き続き実施してまいります。

また、食品の表示については、新たに「食品表示法」という法律が平成 27 年 6 月までに施行されます。これは参考資料 3 に記載してあるように、JAS 法、食品衛生法、健康増進法の 3 つの法律の表示部分が 1 元化されるものです。また、景品表示法は平成 26 年 12 月に改正され、事業者に不当表示等を未然に防ぐために必要な措置を講ずることを義務付けられました。来年度は食品事業者に向けて、食品表示法と景品表示法の改正について講習会等で周知を図っていきたいと考えております。

今年度の食品安全・安心確保対策の説明と、まだ案の段階ですが来年度に向けての取り組みについてご意見をいただければと思います。

(前澤会長)

ありがとうございました。資料を使いまして、今年度の取り組み、課題、来年度の取り組みについて説明いただきました。事務局の説明を受けて、それぞれのお考えや、もっとうしたほうが良い等の忌憚のないご意見をいただきましたと思います。それでは上林委員からご意見を伺いたいと思います。

(上林委員)

県の食品安全対策についての話を伺い、食中毒対策ですがノロウイルス食中

毒注意報・警報の制度ができていることを、一消費者として知りませんでした。警報等が発令された時に、警報中であることの周知をもう少ししていただくと良いと思います。ただ食中毒の件数が減ってきているのはいろいろな対策を実施していただいている結果だと思えますのでよいと思います。コープ岐阜として組合員に対して様々な学習会を実施しております。組合員の関心が高いのは添加物や遺伝子組み換え食品についてですが、食中毒では場合によっては死亡することもあるのでそちらの学習も取り組んでおります。コープ岐阜として扱っている商品に何かあった時に組合員に対していかに迅速に連絡できるかを考えております。

また昨年食品表示法の勉強会に参加させていただきました。勉強会ではすべてを表示することはできないので、命に係わることを優先的に表示するようにしていると聞きました。例えばアレルギーに関する表記は当然ですが、摂りすぎると危険といわれている塩分等を表示する予定であると勉強しました。これらの内容を講習会等で周知していただきたいと思えます。

(和座食品安全推進室長（生活衛生課）)

ノロウイルス食中毒注意報・警報について、情報の周知をもっと行ってほしいとのご意見をいただきました。今年度は注意報・警報の看板を作成し各総合庁舎に掲示するなどの広報をしておりましたが、来年度は市町村の防災メールを活用するなど、より広く県民の方に周知していくよう考えております。

食品表示法の周知については事業者の方向けに講習会を実施しますが、消費者の方向けに出前講座等を活用し周知していきたいと考えております。また食塩表示について現在はナトリウム何gという表示ですが、今後は消費者の方にもなじみのある食塩相当量何gという表示になりますので、こちらも周知していきたいと思えます。

(前澤会長)

ノロウイルス食中毒注意報・警報の看板は総合庁舎のどこに設置しているのですか。また周知は他には何か行っているのでしょうか。

(和座食品安全推進室長（生活衛生課）)

看板は各総合庁舎の受付近くを目につくところに掲示しております。それ以外にも報道機関へのプレスリリースや、県から緊急情報メールやメールマガジンの発信をしております。市町村へも情報を提供しておりますので、市町村によっては防災無線で放送していただいております。

(羽場委員)

私は岐阜保健所で手洗いチェッカーを体験してみました。自分では一生懸命手を洗ったつもりでしたが、結構残っていました。ただ、2回手洗いをしたらほとんど残らないことを視覚的に学びました。この視覚的に分かるチェッカーを使った指導を教育委員会と連携して学校でも行っていただけるのはありがたいと思います。

ジビエについてですが、調理実習を行う機会があり実際に美味しくいただきました。ただ普通のお店ではなかなか手に入らないと言われたので、食べる機会があまりありません。病原微生物の関係など衛生面の問題はあるかと思いますが、普通のお店の店頭に並ぶようになればジビエの普及につながると思います。

また、調理実習を行う際には県の保健所の方から注意する事項などを指導いただいておりますので、それに従い実施しております。

(山田委員)

ノロウイルスの食中毒警報についてですが、私が住んでいる美濃加茂市では防災無線で放送され、それを聞くと注意しようと思えるのでありがたいですし、注意喚起になると思います。参考資料にあるように、感染症が減っているのは取り組みの賜物であると思います。

また、食べ物は命に直結するものであるのでアレルギーの表示等はされているのですが、字体をはっきりする等の工夫をしていただくと消費者もわかりやすくなるので、対応をしていただけると良いと思います。食中毒等はすぐに発症するのでわかりやすいのですが、添加物や発がん性物質等はすぐに発症するわけではなく、蓄積されて数年後に発症する可能性があるものなので、どの程度とっても大丈夫なのか分からなく不安になります。そのため、それらのことについて学習会等を行っていただけると助かると思います。

(和座食品安全推進室長 (生活衛生課))

手洗いチェッカーを使った指導についてですが、羽場委員がおっしゃられたように来年度教育委員会と連携して学校でも行っていく予定です。

アレルギーの表示についてですが、今後はアレルギー表示が変わりまして、アレルギー「卵」について例にとりますが、いままでは「卵黄」や「マヨネーズ」については、「卵」表記はしなくてもよかったです。消費者にわかりやすいようにということで、今後はこのような食品についても「卵」の表示をすることとなります。また、学習会等については県民の方向けに実施している出張前講座等でアレルギーの表示について触れていきたいと思っておりますのでご活

用いただければと思います。

(林委員)

私も上林委員の参加された学習会に参加したのですが、塩分の表示を変更するだけでなく、何g以下まで減らすことやその減らす意味を学習会で教えてほしいと思います。

食中毒についてですが、今年度は焼肉屋で発生しており監視も行っていただいているとのこと。焼肉屋の監視ももちろん大切と思いますが、それ以上に消費者が十分加熱しているかが重要であり、消費者へ向けての注意喚起が大切であると思います。

給食のアレルギー除去食についてですが、除去食で学童の大切な栄養素である卵等を除去した場合、栄養面での不足が考えられますがその対策はとられているのでしょうか。また、表示についてですが、加工食品については表示義務があると思いますが、対面販売では店員に聞くことができるので表示義務がされていないと思います。ただ、店員に聞いても店によっては原材料を把握して対応できるところもある一方、原材料を把握していない店もあります。難しいとは思いますが、岐阜県のほうで独自に原材料名の表記ができる取り組みをするといいのではないかと思います。

(中川係長 (体育健康課))

給食のアレルギー除去食についてですが、対応可能なところでは栄養面も考えた代替食にて対応しております。しかしながら別のメニューを作ることになりますし、施設や調理する人員の関係もありまして県内で対応できているところは少ないのが現状です。そのため、現在は本当に除去食が必要なのかを医学的に判断するためにも、年1回診察を受けてもらうよう依頼しております。保護者の方の申請だけですと、幼稚園のときに食べられなかったのが中学生になってもそのままアレルギーがあると思ってみえる場合もあります。子どもは、小さいときはアレルギーがあっても成長するにつれてアレルギーを示さなくなることもあります。教育委員会としてはできるだけ不必要な除去食対応を減らすためにも、正しい診察に基づいた判断をしていただくよう努めております。

(崎浦係長 (県民生活相談センター))

景品表示法では、全ての表示を義務付けることはしていませんが、優良誤認については規制をしております。優良誤認とは、合理的根拠なく実際のものよりも著しく優良であると表示することを禁止していますので、今後も監視等を実施していく予定です。

(小野寺係長 (保健医療課))

1日に摂取する塩分については、現状10.6gの摂取量を8g以下に抑えることで高血圧等生活習慣病に対するリスクが少なくなると考えられており、目標値としています。出前講座等で塩分の話以外にも食生活習慣の改善に関する啓発活動をしておりますので、よろしく願いいたします。

(和座食品安全推進室長 (生活衛生課))

今年度は焼肉屋への監視指導を実施しており、その中で食品の衛生管理に関することや生レバーの提供禁止等の指導をしております。その中で客に対して、十分に加熱することを注意喚起することも指導しております。またバーベキュー等生肉を加熱して食する場合は、トングと箸の使い分けについて広報等で発信しておりますが、来年度も消費者へ向けて周知を行っていきたいと思います。

(前澤会長)

林委員の話の中で、対面販売での表示について対応できる店と対応できない店があるという話ですが、岐阜県独自の対応、岐阜クリーン農業のマーク等法律とは別の形で岐阜県独自の基準を設けてメリットを出していく対応策はあるのでしょうか。また、ないのなら作れるのでしょうか。例えば、対面販売で原材料についてすぐに対応できる店は優良マークを付けることができ、そうでないお店は優良マークをつけることができない、といったようなメリットを浮き彫りにするような対応はとれるのでしょうか。

(樋口課長 (生活衛生課))

今現在、食品衛生協会の方では食の安全について5つ星店の認定を行っております。これは、調理従事者の健康管理や、講習会の受講を受けている等の食の安全に対する取り組みを行っている店を認定している制度です。岐阜県独自で表示のマークを作る等の制度化することは難しいのですが、表示について積極的な取り組みをしているお店等にはなにかメリットを設けることが出来るかどうか、食品衛生協会と相談するなどしての検討事項とさせていただきます。

(大野委員)

生産者サイドの視点では食中毒対策等していただいてありがたいと思います。毎年、学校の授業でイチゴ狩りにみえることがあります。農家としてはその場で食べたほうが美味しいのですぐに食べてほしいのですが、先生は学校にかえて、手とイチゴを洗ってから食べましようとなります。学校での衛生教育が

なされているなあと考えております。

(山田委員)

毎年1回食品衛生責任者講習会を実施しており、そちらの方で本日お聞きしたことや食品の安全に関することを周知してまいります。また、樋口課長の方からお話が出ました5つ星事業についてですが「従業員の定期的な健康管理を行うこと(検便等の実施)」「食品衛生講習会を必ず受けること」「食品衛生のための管理記録を付けること」「衛生上の害虫駆除を実施すること」「食品賠償責任保険への加入」の5つを実施している店に対して5つ星を店頭に掲示する事業としております。

(国富委員)

食中毒対策について、来年度予定している事業を実施していただくことが我々流通業者にとってありがたいことであるので引き続きよろしく申し上げます。異物混入対策について、カップ焼きそばやハンバーガーの例がありますが近年ネットでの情報拡散もあり、初期対応を誤ると大きな事案となってしまう企業存続自体にも影響を与えることがあるので、消費者の目線に立った対応をしていく必要があります。そのため、異物混入を起こさないために工場の視察等を行い原因の特定を早急にするようにメーカーと相談をしつつ対応をしていきたいと考えております。

食品表示についてですが、食品表示法が平成27年6月までに施行されますので対応をとっていく予定です。法律が施行された後の細かい表記に対する問合せをどこの部署にしてよいのかわからないので、そのあたりのサポートをしていただけますようお願いいたします。

(前澤会長)

他に何かご意見がありましたら、よろしく申し上げます。

(山田委員)

対面販売で気になる点が1つあるのですが、商品を扱う手とお金を扱う手が同じであることがあります。食品衛生上気になるので気を付けていただきたいと思います。また、スーパーの惣菜やパンコーナーではフード等もかぶせず商品が置きっぱなしになっておりますが、衛生面で大丈夫なのでしょうか。

(国富委員)

惣菜やパンについてご意見がありましたが、フードをかぶせる等の衛生に配

慮した設備・対応を順次行っております。まだ全ての店が対応できているわけではありませんが、順次行っておりますので少しお時間をいただきたいと思います。

(上林委員)

異物混入について最近話題になっておりますが、あまりにも過剰反応をしているような気がします。例えば、家でご飯を作る際に髪の毛が入っていたりすることもあります。その程度であればとって食べれば問題ないことです。それがお店の場合だと廃棄となるのですが、もったいないという観点もあり、その線引きがとても難しいように思います。昔、食べ物が大切だったときはここまで過剰反応はしていませんでしたが元気に生活されている方が多いです、一消費者の意見として過剰な反応をすることは悲しいことだと思います。

(樋口課長 (生活衛生課))

貴重なご意見をありがとうございます。参考資料2では、異物混入事案について、検査したものを参考に載せております。県の保健環境研究所ではなにが混入したのかを検査機器を使用しなるべく早く異物を特定して、原因究明・再発防止に取り組んでおります。

(前澤会長)

本日は平成26年度の取り組み、平成27年度の取り組みの予定について議論をいたしました。「食中毒防止対策」「有害物質等対策」「食品表示対策」の3つを柱として取り組んでいるとの話でした。この協議会は消費者、生協、スーパー等様々な立場の方が参加していただいております、それぞれの立場からご意見をいただいております。岐阜県の食品安全に対するご意見が出ましたので事務局から説明がありましたとおり、検討していただくものは検討していただき回答を報告していただきたいと思います。では進行を事務局にお返ししますのでよろしく申し上げます。

(樋口課長 (生活衛生課))

前澤会長さま、円滑な協議会の進行をありがとうございました。また委員の皆様方にはお忙しい中、本協議会にご出席いただきありがとうございました。本日の会議が今年度最後の会議となります。この場を借りて一言お礼を申し上げます。さまざまな前向きなご意見をいただきまして、県の食品衛生行政を進めていくうえで大変参考になったと思います。来年度に向けていただいたご意見を反映させて、県の中で本部員会議にかけ合意形成をし、取り組みを進めて

いきたいと思います。引き続き、食の安全について取り組んでまいりますので、ご指導ご鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

(松波食品安全推進係長 (生活衛生課))

委員の皆様おつかれさまでした。本日頂きました意見を参考に、今後の県行政の取り組みにいかしていきたいと思います。

これで第3回の岐阜県食品安全対策協議会を終了したいと思います。

委員の皆様、本年度はありがとうございました。

来年度も本協議会についてよろしくお願いいたします。

それでは、お気をつけてお帰りください。